

■相談窓口（2）

<事例1>

借金の返済に困り、サラ金業者に紹介された法律事務所に相談すると、高額な着手金を求められた。新たに借金をして支払ったが、債務整理に取り掛かる様子もなく、状況を聞いてもはっきり答えてくれなかった。仕方なく地元の無料相談窓口へ行くと、その法律事務所は、過去に問題があったことが分かった。

<事例2>

借金のことで悩み、無料相談会に行ったが、十分に話を聞いてもらえず、「財産を全部投げ出し、自己破産しなさい」と一方的に言われた。がっかりして、債務整理をあきらめかけたが、別の無料相談窓口へ行くと、じっくりと話を聞いてもらえた。結局、自己破産の必要はなく、家族に迷惑を掛けずに返済のめどがたった。

<事例3>

派手に宣伝している法律事務所に、債務整理を依頼した。状況を簡単に聞かれて「当事務所では、過払い金（法定利息で計算した、払い過ぎ利息の返還金）のない人の相談は受けない。受けてほしいければ、先払いで着手金を用意してください」とぞんざいな対応をされた。

●信用できる専門家を探しましょう

多くの多重債務相談窓口がありますが、中には多重債務者に、不利な条件を出してくる専門家も見受けられます。対応した専門家によっては、多重債務者が不審感で債務整理をあきらめてしまう場合もあります。

相談窓口は1つではありません。着手金は、民事法律扶助の制度を利用した立替払いが可能なケースもあります。

あきらめず、信頼できる専門家を探しましょう。

●県内の多重債務の無料相談窓口

滋賀弁護士会	電話 522-3238
滋賀司法書士会	電話 525-1093
びわ湖あおぞら会（滋賀県クレジット・サラ金被害者の会）	電話 527-7360 *月・水・金曜日の 13:00~17:00
法テラス（民事法律扶助を含む）	電話 050-3383-5454

消費生活相談窓口では、それぞれの状況に応じた相談案内を行っています。